

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年10月8日提出
【計算期間】	第18期（自 2026年1月9日 至 2026年7月8日）
【ファンド名】	One ETF ESG
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 杉原 規之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	積木 利浩
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】	03-6774-5100
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

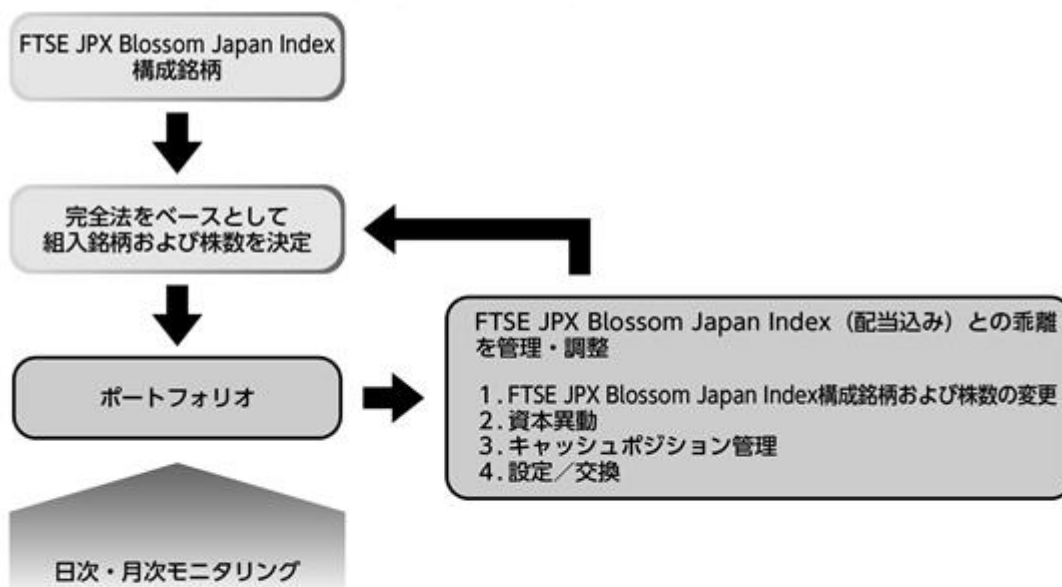
- ①当ファンドは、FTSE JPX Blossom Japan Index（配当込み）（以下、「対象指数」という場合があります。）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
 - ◆信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的として、対象指数に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含む。）の株式に対する投資として運用を行います。
 - ◆信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。
- ②当ファンドの信託の限度額は、10兆円相当額とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの特色＞

1 FTSE JPX Blossom Japan Index(配当込み) (以下、「対象指数」という場合があります。)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的として、対象指数に採用されている銘柄(採用予定の銘柄を含む。)の株式に対する投資として運用を行います。
- 信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。
- 当ファンドは対象指数に連動する投資成果をめざす運用を行うことにより、原則として、組入銘柄のうちESGを主要な要素として選定する銘柄の比率を合計100%とすることを目標としています。
ただし、対象指数の採用銘柄が合併・買収やESGに関連する不祥事の発生などにより、一時的に基準を満たさなくなった場合を除きます。

※信託財産で保有する株式の貸付取引を行う場合があります。



- 対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
- 対象指数に連動する投資成果をめざすため、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことができます。有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定します。

●FTSE JPX Blossom Japan Indexとは

FTSE JPX Blossom Japan Indexは、ESG*（環境、社会、ガバナンス）要因への対応力が優れた企業で構成する株価指数で、FTSE International Limited（以下「FTSE社」といいます。）が2014年9月22日を基準値100として算出・公表するものです。構成銘柄の定期見直しは原則として年2回（6月、12月）行われます。

* ESGとは環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を取ったものです。

※FTSE社のホームページ（2026年7月末現在）：<https://www.lseg.com/ja/ftse-russell/indices/blossom-japan#ftse-jpx-blossom-japan-index>

●対象指数におけるESGの具体的内容および勘案方法

対象指数では、FTSE社によるESGスコアが一定の基準を上回る銘柄が指数構成銘柄となります。当該ESGスコアは、ESG課題に対する企業の関与度合いと管理体制を評価しており、その評価項目はE（環境）／S（社会）／G（ガバナンス）の3つのピラー、それぞれのピラーを構成する14のテーマで構成されております。ESGスコアが一定の基準に達しない銘柄、重大なESG関連不祥事が認められる銘柄は指数構成銘柄から除外されます。

ESGスコアの評価項目			
環境 (Environment)	社会 (Society)	ガバナンス (Governance)	3つのピラー
生物多様性 気候変動 汚染と資源 サプライチェーン(環境) 水の安全保障	顧客に対する責任 健康と安全 人権と地域社会 労働基準 サプライチェーン(社会)	腐敗防止 コーポレート ガバナンス リスクマネジメント 税の透明性	14のテーマ

※FTSE社のデータを基にアセットマネジメントOne作成

※上記の内容は、2026年7月末現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

●対象指数を選定した理由

対象指数は、ESG課題に対する各企業の関与度合いや管理体制を考慮したESGの総合指数と考えられること、構成銘柄を決定する際の評価項目やESGスコアに応じた組入基準等が公表され透明性があること、構成銘柄はESGスコアが一定以上の銘柄のみで構成され、銘柄選定基準も適切であると判断されたこと等からベンチマークとして選定しました。

委託会社のスチュワードシップ方針

- 委託会社は、スチュワードシップ活動における適切な体制とガバナンスの下、財務情報のみならず、ESG（環境・社会・ガバナンス）要因等の非財務情報も考慮し、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）や議決権行使を行うことで、お客さまの中長期的な投資収益の拡大をめざします。
- 委託会社は、投資先企業とのエンゲージメントや議決権行使等、スチュワードシップ責任を果たすための活動状況等について、委託会社ホームページ等を通じ、定期的に報告いたします。

※詳細は、委託会社のホームページ（<https://www.am-one.co.jp/company/stewardship/>）をご覧ください。

※上記の内容は、2026年7月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

2 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律により定められる投資信託ですが、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- 当ファンドの受益権は東京証券取引所に上場され、市場価格で売買することができます。
 - ・売買単位は1口単位です。
 - ・取引方法は原則として株式と同様です。
 - ・売買手数料等詳しくは第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。
- 取得申込み(追加設定)は株式によって行われます。
 - ・委託会社は、あらかじめ取得申込みに必要な株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。取得申込者はこれらの株式を提供することで、引換えに受益権を取得することができます。
 - ・所定の条件に該当する場合を除き、金銭による取得申込みを行うことはできません。
- 受益権を株式と交換することができます。
 - ・一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する信託財産中の株式と交換することができます。
 - ・通常の投資信託における換金手続きの「解約請求」は、当ファンドでは行うことができません。

指数の著作権等

The One ETF ESG has been developed solely by Asset Management One Co., Ltd.. The One ETF ESG is not in any way connected to or sponsored, endorsed, sold or promoted by the London Stock Exchange Group plc and its group undertakings, including FTSE International Limited (collectively, the "LSE Group"), or the JPX Market Innovation & Research, Inc.(together, the "Licensor Parties"). FTSE Russell is a trading name of certain of the LSE Group companies.

All rights in the FTSE JPX Blossom Japan Index (the "Index") vest in the Licensor Parties. "FTSE®" and "FTSE Russell®" are a trade mark(s) of the relevant LSE Group company and are used by any other LSE Group company under license. "JPX®" is a trade mark of Japan Exchange Group, Inc..

The Index is calculated by or on behalf of FTSE International Limited or its affiliate, agent or partner. The Licensor Parties do not accept any liability whatsoever to any person arising out of (a) the use of, reliance on or any error in the Index or (b) investment in or operation of the One ETF ESG. The Licensor Parties makes no claim, prediction, warranty or representation either as to the results to be obtained from the One ETF ESG or the suitability of the Index for the purpose to which it is being put by Asset Management One Co., Ltd..

One ETF ESGは、アセットマネジメントOne株式会社によって開発されたものです。One ETF ESGは、ロンドン証券取引所グループおよびその関連企業(FTSE International Limitedを含む、以下「LSEグループ」)、またはJPX Market Innovation & Research, Inc.(以下「ライセンサー関係者」)と一切関係がなく、後援、保証、販売、またはプロモーションを行っているものではありません。FTSE Russellは、LSEグループ企業の商号です。

FTSE JPX Blossom Japan Indexにおける全ての権利は、LSEグループに帰属します。また、「FTSE®」および「FTSE Russell®」は、LSEグループの商標であり、LSEグループがライセンスのもとで使用しています。「JPX®」は、Japan Exchange Group, Inc.の商標です。

インデックスは、FTSE International Limitedまたはその関連会社、代理店、またはパートナーによって計算されます。LSEグループは、(a) インデックスの使用、依存、または誤りに起因するいかなる事象、または(b) One ETF ESGへの投資や運用に起因するいかなる事象についても一切の責任を負いません。ライセンサー関係者は、One ETF ESGから得られる結果や、インデックスがアセットマネジメントOne株式会社によって使用される目的の適合性について、いかなる主張、予測、保証または表明も行いません。

■ 分配方針

年2回の決算時(毎年1月、7月の各8日)に収益分配を行います。

分配金額は、経費控除後の配当等収益の全額を原則とします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

＜商品分類＞

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MR F	
追加型	内外	不動産投信		
		その他資産 ()	ETF	特殊型
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいう。

＜属性区分＞

・属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル () 日本	日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア	TOPIX
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	その他 (FTSE JPX Blossom Japan Index (配当 込み))
その他資産 () 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

株 式 ・ 一 般	大型株、中小型株の属性にあてはまらない全てのものをいう。
年 2 回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
日 本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

そ の 他 (FTSE JPX Blossom Japan Index (配当込 み))	日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをい う。 (対象インデックスはFTSE JPX Blossom Japan Index (配当 込み) とする)
---	--

(注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

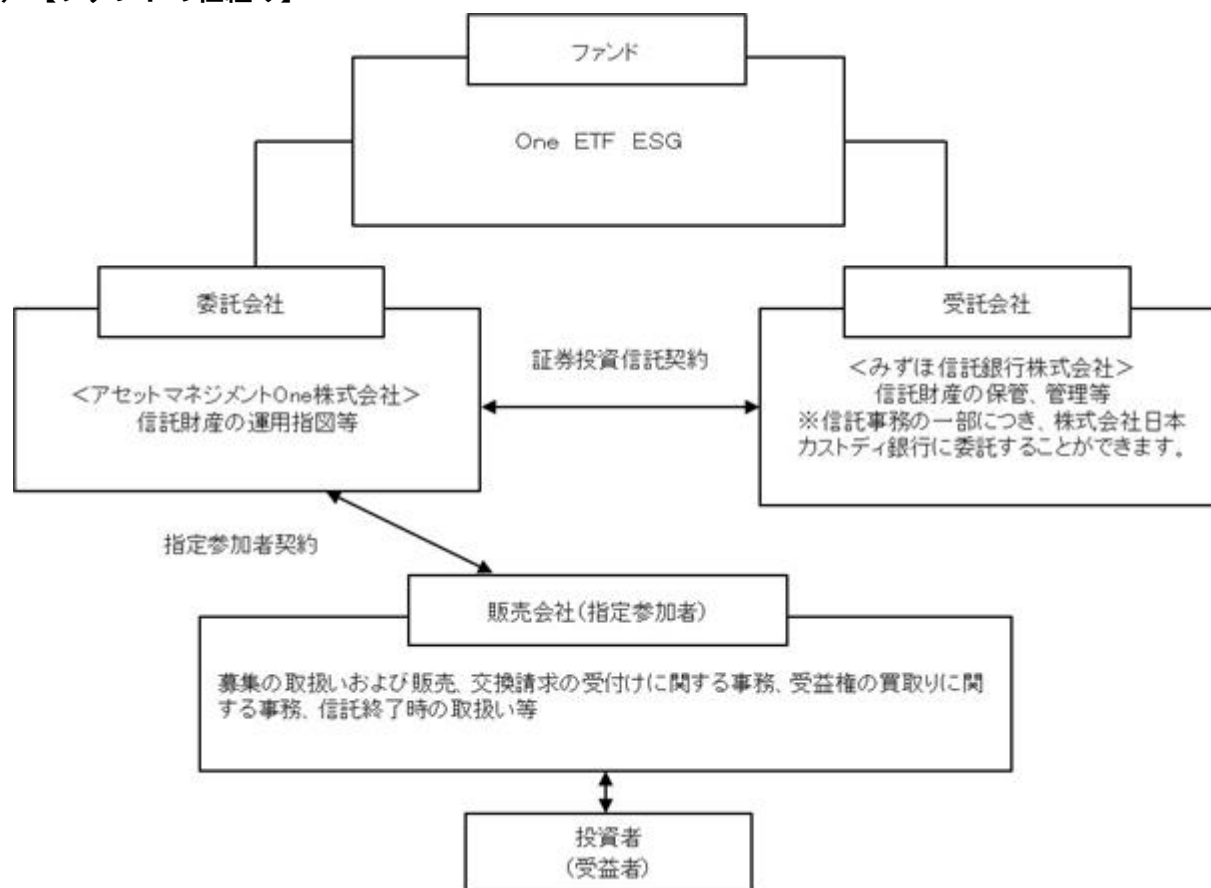
(注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) でご覧いただけます。

(2) 【ファンドの沿革】

2017年11月27日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

2017年11月28日 ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場

(3) 【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結します。

当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・「指定参加者契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、指定参加者契約を締結します。

募集の取扱いおよび販売、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務、信託終了時の取扱いにかかる事務の内容等が定められています。

○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2026年7月31日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2026年7月31日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ^{※1}	70.0% ^{※2}
株式会社第一ライフグループ	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ^{※2}

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、株式会社第一ライフグループ49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

委託会社は、信託財産の運用にあたっては、以下に掲げる運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

1. この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的として、対象指数に採用されている銘柄（採用予定の銘柄を含みます。）の株式に対する投資として運用を行います。
2. 信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。
3. 1.の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、および補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことができます。デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
4. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
5. 株式への投資割合には、制限を設けません。
6. 外貨建資産への投資は、行いません。
7. 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

当ファンドが対象指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法に関する事項については、前記ファンド情報 第1ファンドの状況 1ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>をご参照ください。

（2）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類（約款第18条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条に定めるものに限ります。)

ハ.金銭債権

②運用の指図範囲等（約款第19条第1項）

委託会社は信託財産を主として株式に投資することを指図します。

③運用の指図範囲等（約款第19条第2項）

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託財産を、上記②に掲げる株式のほか、次に掲げる株式以外の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項

各号に掲げる権利を除きます。）または金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1.預金

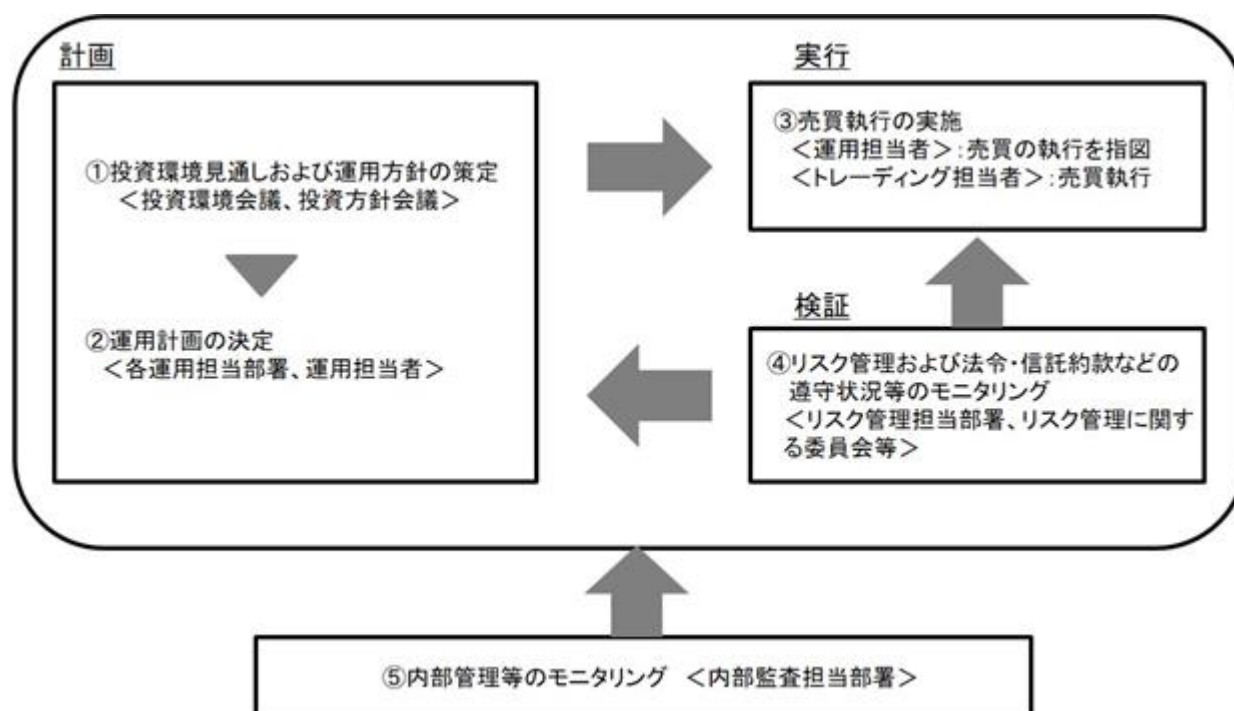
2.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

3.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

4.コール・ローン

（3）【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したリスク管理担当部署（人数20～40人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数5～15人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2026年7月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

1 収益分配方針

毎決算時（毎年1月、7月の各8日。）に、以下の方針に基づき収益分配を行います。

経費控除後の配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）の全額を分配することを原則とします。

ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

2 収益分配方式

(1)信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、諸費用および監査費用等ならびに当該諸費用および監査費用等にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。また、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の

分配にあてることができる。なお、諸費用および監査費用等ならびに当該諸費用および監査費用等にかかる消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

(2)毎計算期末に信託財産から生じた1. に掲げる利益の合計額は、2. に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

1.有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、交換（解約）差益金、追加信託差益金

2.有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、交換（解約）差損金、追加信託差損金

3 収益分配金の支払い

(1)受託会社は、計算期間終了日において受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に収益分配金を支払います。

(2)受託会社は、収益分配金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

(3)上記(1)に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式または同日から分配金領収証等により行うものとします。なお、名義登録受益者が金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いにかかる契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

(5) 【投資制限】

①株式への投資割合には、制限を設けません。（約款第21条）

②外貨建資産への投資は、行いません。（約款第21条）

③デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。（約款第21条）

④一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款第21条）

⑤投資する株式等の範囲（約款第23条）

1)委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

2)上記1)の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができます。

⑥先物取引等の運用指図（約款第24条）

委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号

口に掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

⑦デリバティブ取引等にかかる投資制限（約款第25条）

デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧有価証券の貸付の指図および範囲（約款第26条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- 2) 上記1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑨同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律 第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

<基準価額の主な変動要因>

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

○株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。

○信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。

当ファンドが投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、株式の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

○流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。損失を被る可能性を排除できるものではありません。
- 当ファンドは、基準価額が対象指数と連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、対象指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。
 - ・対象指数の構成銘柄について、指数の算出方法どおりの評価価格若しくは構成銘柄異動のタイミングで取引できない場合があること
 - ・当ファンドと対象指数の個別銘柄毎の構成比率が完全に一致しないこと
 - ・追加設定の一部が金銭にて行われた場合、または組入銘柄の配当金や権利処理等によって、信託財産に現金が発生すること
 - ・先物を利用した場合、先物価格と同指数との間に価格差があること
 - ・信託報酬等のコスト負担があること
- 当ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。
- 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付または交換請求の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付または交換請求の受付を取り消すことができます。

- 当ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権の口数が10万口を下回ることとなった場合、または、やむを得ない事情が発生した場合は、信託を終了（繰上償還）する場合があります。
- 委託会社は、信託期間中において下記に該当することとなった場合は、受託会社と合意のうえ、信託を終了（繰上償還）させます。
1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
 2. 対象指数が廃止された場合
 3. 対象指数の計算方法の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた信託約款の変更が書面決議により否決された場合
- なお、1.に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了（繰上償還）するための手続きを開始するものとします。

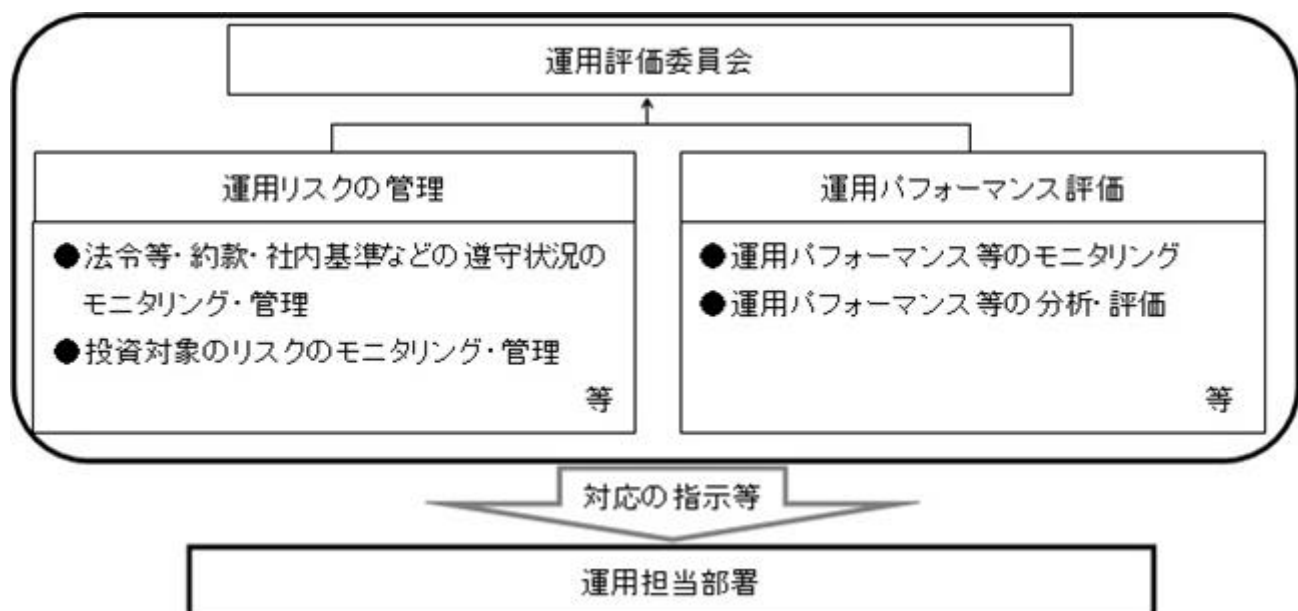
・注意事項

- イ. 当ファンドは、株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ロ. 投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ. 投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ. 投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

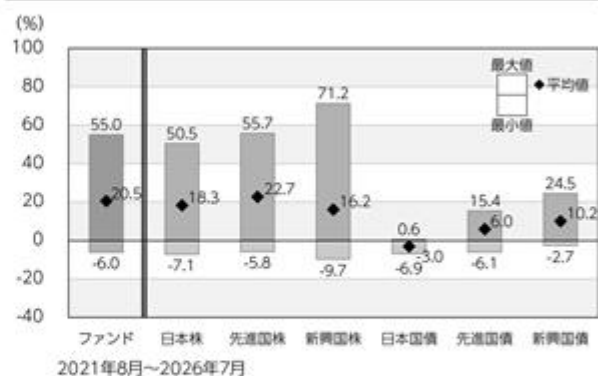
※リスク管理体制は2026年7月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広く網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる商標または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる商標または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売会社が定める額とします。

※消費税等相当額がかかります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに取得に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

（２）【換金（解約）手数料】

販売会社が定める額とします。

※消費税等相当額がかかります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

交換手数料は、受益権の交換または受益権の買取りに関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、以下により計算される①と②の合計額とします。

①ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.143%（税抜0.13%）以内の率を乗じて得た額

※2026年10月8日現在は、年率0.143%（税抜0.13%）になります。配分は以下の通りです。

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.10%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行、名義登録事務・分配金支払関係事務等の対価

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

②株式の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の55%（税抜50%）未満の率^{*}を乗じて得た額

※2026年10月8日現在は、品貸料の49.5%（税抜45%）以内になります。この率を乗じて得た額につき、委託会社と受託会社で折半します。

品貸料はファンドの収益として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が信託報酬として受け取ります。

※信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

○信託財産留保額

ありません。

○その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ②監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。
- ③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外国での資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ④受益権の上場にかかる費用（年間上場料（毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%（税抜0.0075%））、追加上場料（追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のもののからの増加額）に対して0.00825%（税抜0.0075%）））は、信託財産から支払うことができるものとします。
- ⑤対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（信託財産の純資産総額に対して年率0.01%以内）は、信託財産から支払うことができるものとします。

○お申込時に要するその他の費用

- ・取得申込みにかかる有価証券のうち、配当落または権利落対象銘柄（以下「対象銘柄」といいます。）の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額を徴することができるものとします。
- ・取得申込者が現物株式ポートフォリオに含まれる株式の発行会社等である場合には、原則として当該株式の時価総額に相当する金額を金銭にて支払うものとします。この場合において、委託会社は、当該株式を取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額を徴することができるものとします。

※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※2026年10月8日現在。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

（５）【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「特定株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①受益権の売却時

売却時の差益（譲渡益）[※]については、譲渡所得として20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※売却価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益

②収益分配時

収益分配金は配当所得として課税されます。

原則として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用あり）のいずれかを選択することもできます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

③受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記①と同様の取扱いとなります。

売却時および交換時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

①受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、譲渡益について、他の法人所得と合算して課税されます。

②収益分配金の受取り時

収益分配金については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。なお、当ファンドは、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

③受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記①と同様の取扱いとなります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2026年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

2026年7月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	6,443,612,390	98.12
内 日本	6,443,612,390	98.12
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	123,212,364	1.88
純資産総額	6,566,824,754	100.00

その他資産の投資状況

2026年7月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	119,595,000	1.82
内 日本	119,595,000	1.82

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2026年7月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	72,700	3,433.00 249,579,100	3,571.00 259,611,700	— —	3.95
2	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	83,400	2,889.00 240,942,600	3,067.00 255,787,800	— —	3.90
3	日立製作所 日本	株式 電気機器	34,000	4,778.00 162,452,000	5,267.00 179,078,000	— —	2.73
4	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	46,100	3,468.00 159,874,800	3,787.00 174,580,700	— —	2.66
5	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	24,200	6,811.00 164,826,200	6,814.00 164,898,800	— —	2.51
6	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	2,900	67,350.00 195,315,000	55,500.00 160,950,000	— —	2.45
7	アドバンテスト 日本	株式 電気機器	4,900	27,545.00 134,970,500	32,500.00 159,250,000	— —	2.43
8	リクルートホールディングス 日本	株式 サービス業	10,400	12,180.00 126,672,000	12,550.00 130,520,000	— —	1.99
9	みずほフィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	15,800	8,250.00 130,350,000	8,167.00 129,038,600	— —	1.97

10	ソフトバンクグループ 日本	株式 情報・通 信業	23,300	5,763.00 134,277,900	5,260.00 122,558,000	— —	1.87
11	三菱商事 日本	株式 卸売業	24,400	4,464.00 108,921,600	4,776.00 116,534,400	— —	1.77
12	ファーストリテイリング 日本	株式 小売業	1,400	87,100.00 121,940,000	78,190.00 109,466,000	— —	1.67
13	キオクシアホールディングス 日本	株式 電気機器	2,200	71,870.00 158,114,000	46,500.00 102,300,000	— —	1.56
14	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	12,500	7,700.00 96,250,000	8,114.00 101,425,000	— —	1.54
15	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	48,400	1,878.00 90,895,200	2,014.00 97,477,600	— —	1.48
16	三菱重工業 日本	株式 機械	25,300	3,821.00 96,671,300	3,764.00 95,229,200	— —	1.45
17	三井物産 日本	株式 卸売業	18,900	4,657.00 88,017,300	4,937.00 93,309,300	— —	1.42
18	三菱電機 日本	株式 電気機器	15,300	5,699.00 87,194,700	5,912.00 90,453,600	— —	1.38
19	村田製作所 日本	株式 電気機器	11,700	9,027.00 105,615,900	7,416.00 86,767,200	— —	1.32
20	信越化学工業 日本	株式 化学	13,700	6,920.00 94,804,000	5,800.00 79,460,000	— —	1.21
21	パナソニック ホールディ ングス 日本	株式 電気機器	17,900	4,333.00 77,560,700	4,284.00 76,683,600	— —	1.17
22	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	12,700	5,451.00 69,227,700	5,513.00 70,015,100	— —	1.07
23	日本たばこ産業 日本	株式 食料品	8,300	6,202.00 51,476,600	7,135.00 59,220,500	— —	0.90
24	丸紅 日本	株式 卸売業	11,300	4,961.00 56,059,300	5,201.00 58,771,300	— —	0.89
25	フジクラ 日本	株式 非鉄金属	12,700	4,824.00 61,264,800	4,172.00 52,984,400	— —	0.81
26	住友商事 日本	株式 卸売業	31,400	1,564.50 49,125,300	1,670.00 52,438,000	— —	0.80
27	KDDI 日本	株式 情報・通 信業	17,700	2,808.00 49,701,600	2,921.00 51,701,700	— —	0.79
28	ダイキン工業 日本	株式 機械	2,200	25,460.00 56,012,000	23,295.00 51,249,000	— —	0.78
29	住友電気工業 日本	株式 非鉄金属	23,300	2,361.50 55,022,950	2,184.00 50,887,200	— —	0.77
30	ファナック 日本	株式 電気機器	7,100	6,700.00 47,570,000	7,135.00 50,658,500	— —	0.77

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2026年7月31日現在

種類	投資比率（％）
----	---------

株式	98.12
合計	98.12

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2026年7月31日現在

業種	国内／外国	投資比率（％）
電気機器	国内	22.91
銀行業		11.01
卸売業		7.30
輸送用機器		5.98
機械		5.50
化学		4.91
情報・通信業		4.39
医薬品		4.12
サービス業		3.87
保険業		3.85
小売業		3.84
食料品		2.96
不動産業		2.77
非鉄金属		2.38
建設業		1.86
その他金融業		1.29
電気・ガス業		1.24
精密機器		1.04
陸運業		0.82
その他製品		0.80
ゴム製品		0.75
証券、商品先物取引業		0.74
ガラス・土石製品		0.70
海運業		0.65
鉄鋼		0.58
石油・石炭製品		0.49
金属製品		0.40
鋳業		0.34
繊維製品		0.22
倉庫・運輸関連業		0.16
パルプ・紙		0.11
空運業		0.11
水産・農林業		0.04
合計		98.12

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

2026年7月31日現在

種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
----	-----	-------	-----------	----	-------------	-------------	-------------

株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX 先物 0809月	買建	3	120,210,000	119,595,000	1.82
--------------	-------	-------------------	----	---	-------------	-------------	------

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（2026年7月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)	東京証券取引所 市場相場
第1計算期間末 (2018年1月8日)	8,403	8,409	14,242	14,252	—
第2計算期間末 (2018年7月8日)	7,282	7,369	12,679	12,831	12,750
第3計算期間末 (2019年1月8日)	9,415	9,498	11,368	11,469	11,450
第4計算期間末 (2019年7月8日)	10,457	10,593	11,829	11,983	11,820
第5計算期間末 (2020年1月8日)	11,548	11,679	12,890	13,036	12,880
第6計算期間末 (2020年7月8日)	7,724	7,873	11,592	11,816	11,660
第7計算期間末 (2021年1月8日)	3,737	3,820	13,802	14,109	13,780
第8計算期間末 (2021年7月8日)	12,210	12,280	14,636	14,720	14,650
第9計算期間末 (2022年1月8日)	13,143	13,645	15,113	15,690	15,215
第10計算期間末 (2022年7月8日)	9,244	9,346	14,402	14,560	14,465
第11計算期間末 (2023年1月8日)	8,909	9,002	14,214	14,363	14,230
第12計算期間末 (2023年7月8日)	7,071	7,153	17,473	17,677	17,525
第13計算期間末 (2024年1月8日)	8,802	8,891	18,625	18,814	18,625
第14計算期間末 (2024年7月8日)	7,405	7,511	22,795	23,123	22,850
第15計算期間末 (2025年1月8日)	7,698	7,777	22,084	22,311	22,100
第16計算期間末 (2025年7月8日)	7,871	7,966	22,077	22,344	22,105
第17計算期間末 (2026年1月8日)	9,024	9,111	28,110	28,383	28,115
第18計算期間末 (2026年7月8日)	6,644	6,703	32,263	32,550	32,450

2025年7月末日	7,794	—	23,145	—	23,130
8月末日	8,254	—	24,230	—	24,230
9月末日	8,342	—	25,068	—	25,135
10月末日	8,975	—	26,971	—	26,915
11月末日	8,898	—	27,390	—	27,415
12月末日	8,921	—	27,789	—	27,855
2026年1月末日	6,044	—	28,800	—	28,845
2月末日	6,742	—	32,126	—	32,080
3月末日	5,670	—	28,641	—	28,785
4月末日	6,046	—	30,540	—	30,440
5月末日	6,716	—	32,612	—	32,810
6月末日	6,719	—	32,627	—	32,830
7月末日	6,566	—	31,885	—	32,030

（注）計算期間末日が休業日の場合は、前営業日の市場相場を記載しています。

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	10
第2計算期間	152
第3計算期間	101
第4計算期間	154
第5計算期間	146
第6計算期間	224
第7計算期間	307
第8計算期間	84
第9計算期間	577
第10計算期間	158
第11計算期間	149
第12計算期間	204
第13計算期間	189
第14計算期間	328
第15計算期間	227
第16計算期間	267
第17計算期間	273
第18計算期間	287

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	6.8
第2計算期間	△9.9
第3計算期間	△9.5
第4計算期間	5.4
第5計算期間	10.2
第6計算期間	△8.3
第7計算期間	21.7
第8計算期間	6.7
第9計算期間	7.2
第10計算期間	△3.7
第11計算期間	△0.3

第12計算期間	24.4
第13計算期間	7.7
第14計算期間	24.2
第15計算期間	△2.1
第16計算期間	1.2
第17計算期間	28.6
第18計算期間	15.8

（注）収益率は期間騰落率です。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1計算期間	597,850	7,799
第2計算期間	0	15,660
第3計算期間	253,820	0
第4計算期間	55,860	0
第5計算期間	15,810	3,959
第6計算期間	285,220	514,799
第7計算期間	43,370	438,913
第8計算期間	618,530	55,109
第9計算期間	2,915,620	2,880,104
第10計算期間	193,080	420,904
第11計算期間	154,790	169,875
第12計算期間	71,460	293,575
第13計算期間	79,650	11,775
第14計算期間	15,940	163,664
第15計算期間	23,710	0
第16計算期間	35,540	27,563
第17計算期間	23,780	59,307
第18計算期間	19,800	134,868

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。

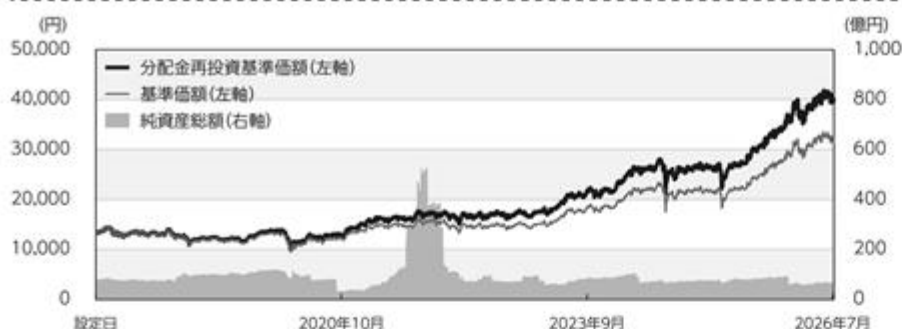
（注2）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（注3）解約口数は交換口数を表示しています。

<<参考情報>>

データの基準日:2026年7月31日

基準価額・純資産の推移（2017年11月27日～2026年7月31日）



※基準価額は1口当たり・信託報酬控除後の価額です。設定当初の投資元本は13,344円（1口当たり）です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
（設定日:2017年11月27日）

分配の推移（税引前）

2024年 7月	328円
2025年 1月	227円
2025年 7月	267円
2026年 1月	273円
2026年 7月	287円
設定来累計	3,837円

※分配金は1口当たりです。

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	98.12
内 日本	98.12
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1.88
合計（純資産総額）	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引（買建）	1.82

株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	電気機器	22.91
2	銀行業	11.01
3	卸売業	7.30
4	輸送用機器	5.98
5	機械	5.50

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	3.95
2	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	3.90
3	日立製作所	株式	日本	電気機器	2.73
4	ソニーグループ	株式	日本	電気機器	2.66
5	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	2.51
6	東京エレクトロン	株式	日本	電気機器	2.45
7	アドバンテスト	株式	日本	電気機器	2.43
8	リクルートホールディングス	株式	日本	サービス業	1.99
9	みずほフィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	1.97
10	ソフトバンクグループ	株式	日本	情報・通信業	1.87

年間収益率の推移（暦年ベース）



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2017年は設定日から年末までの収益率、および2026年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

・お申込の受付

取得申込みの受付は原則として販売会社の毎営業日に行われます。

取得申込みの受付は原則として委託会社が別に定める時刻までにお申込みが行われ、かつ、取得申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとして取扱います。

原則として、以下の日を取得申込受付日とする申込みはできません。ただし、下記1.から2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受理することがあります。

1. 計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
2. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
3. 上記1.から2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

・お申込単位

1ユニット以上1ユニット単位とします。

※「ユニット」とは、対象指数に連動すると委託会社が想定する現物株式ポートフォリオの1単位に相当する口数の受益権をいいます。

※取得申込口数は、10口の整数倍とし、現物株式ポートフォリオ1単位の評価額を取得申込受付日の基準価額で除して得た口数をもとに、取得申込受付日に委託会社が定めます。

・お申込価額

取得申込受付日の基準価額[※]とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。当ファンドの基準価額は1口当たりで表示されます。

<基準価額の照会方法等>

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・お申込方法

受益権の取得は、原則として委託会社が事前に提示する現物株式ポートフォリオによる設定に限定します。

委託会社は、取得申込受付日の2営業日前までに、取得申込日に適用される現物株式ポートフォリオの銘柄および数量を申込みユニット数に応じて決定し、提示します。

現物株式ポートフォリオの評価額が、取得申込口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当するものとします。

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、原則として取得申込みのユニット数に応じた現物株式ポートフォリオおよび金銭（現物株式ポートフォリオ等）を販売会社に引き渡すものとします。

※取得申込みにかかる有価証券のうち、対象銘柄の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを受付けることができるものとします。この場合において、委託会社は、当該対象銘柄の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額を徴することができるものとします。

※取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。）である場合には、取得申込みにかかる有価証券のうち当該発行会社等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを受付けるものとします。この場合において、委託会社は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額を徴することができるものとします。また、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社は、取得申込みを取り次ぐ際に委託会社にその旨を通知するものとします。この通知が取得申込みの取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込みを取り次いだ販売会社がその責を負うものとします。

・申込手数料

販売会社が定める額とします。

※消費税等相当額がかかります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・その他

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みにかかる現物株式ポートフォリオ等の受渡しまたは支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託にかかる現物株式ポートフォリオ等について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該現物株式ポー

トフォリオ等の委託会社への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託会社は、委託会社の指図に基づき、当該現物株式ポートフォリオ等についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

2【換金（解約）手続等】

・解約の受付

解約の請求はできません。

・交換の受付

受益者は、毎営業日、自己に帰属する受益権と信託財産に属する有価証券との交換（「交換」といいます。）を請求できます。受益者が交換の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

交換請求の受付は、原則として委託会社が別に定める時刻までに交換請求が行われ、かつ、交換請求の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当該交換請求受付日の請求として取扱います。

原則として、以下の日を交換請求受付日とする請求はできません。ただし、下記1.から2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の交換請求を受け付けることがあります。

- 1.計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
- 2.ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- 3.上記1.から2.のほか、委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき
また、委託会社は信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合に、大口の交換請求に制限を設ける場合があります。

・交換単位

委託会社が定める口数（最小交換口数）の整数倍とします。

※「最小交換口数」は、委託会社が交換請求受付日の2営業日前までに提示します。

・交換価額

交換にかかる受益権の評価額は交換請求受付日の基準価額[※]とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。

＜基準価額の照会方法等＞

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・交換の方法

委託会社は、交換の請求を受付けた場合には、受益者から提示された口数から受益者が取得できる個別銘柄の有価証券の数と、交換に要する受益権の口数を計算します。

委託会社は、受託会社に対し、上記により計算された口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位（金融商品取引所が定める一売買単位をいいます。）の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。

受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から振替機関等の口座に交換請求を行った受益者にかかる有価証券の増加の記載または記録が行われます。

※交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合には、原則として、委託会社は、交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる有価証券（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。なお、この場合、当該交換の請求を受益者から受付けた販売会社は、交換の請求を取り次ぐ際に委託会社にその旨を通知するものとします。この通知が交換の請求の取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取り次いだ販売会社がその責を負うものとします。

※交換にかかる有価証券に対象銘柄が含まれる場合は、交換に要する受益権の口数と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位の整数倍となる有価証券（当該対象銘柄を除きます。）および当該対象銘柄の個別銘柄時価総額に相当する金銭を交換するよう指図します。

・交換手数料

販売会社が定める額とします。

※消費税等相当額がかかります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・その他

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、交換請求の受付を中止することおよびすでに受付けた交換請求の受付を取り消すことがあります。交換請求の受付を中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受益権の交換価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受付けたものとして計算した価額とします。

※販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行うものとします。なお、清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行います。当該抹消にかかる手続きおよび交換有価証券にかかる振替の請求が行われた後に、振替機関は、当該交換にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に交換の請求を

行った受益者にかかる当該口数の減少の記載または記録が行われます。委託会社は、交換請求の受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取り扱うこととし、受託会社は委託会社の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび交換有価証券の振替日における抹消の確認をもって、当該振替受益権を受入れ抹消したものとして取り扱います。

※受託会社は、交換のための振替受益権の抹消にかかる手続きが行われたことを確認した場合に、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替の請求等を行うものとします。ただし、清算機関の業務方法書に定めるところにより、上記の交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託会社は、当該手続きにかかわらず、委託会社の指図にしたがい、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券にかかる振替請求を行うものとします。

・買取り

販売会社は、次に該当する場合で受益者の請求があるときは、受益権を買い取ります。

買取請求の受付は、原則として販売会社の定める時刻までに買取請求が行われ、かつ、買取請求の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の買取請求受付分とします。

ただし、2.の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取請求の受付日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取りを行うときは、販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
------	------

株式	計算日における金融商品取引所等の最終相場
----	----------------------

なお、当ファンドの基準価額は1口当たりで表示されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、2017年11月27日から無期限です。

※ただし、下記「(5)その他 イ. 償還規定」の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

計算期間は、原則として毎年1月9日から7月8日まで、および7月9日から翌年1月8日までとし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ. 償還規定

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、信託財産の一部を受益権と交換することにより受益権の口数が10万口を下回ることとなった場合、または、やむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、信託期間中において次の1.から3.に該当することとなった場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
 1. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
 2. 対象指数が廃止された場合
 3. 対象指数の計算方法の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた信託約款の変更が書面決議により否決された場合

なお、1.に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。

- c. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- d. 上記c.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本d.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. 上記c.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. 上記c.からe.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c.からe.までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- g. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- i. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j. 信託契約の解約を行う場合には、書面決議において当該解約に反対した受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、上記c.に規定する書面に付記します。

ロ. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款はa.からg.に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（上記a.の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款

の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記a.からg.の規定にしたがい約款を変更します。
- i. 重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、上記b.に規定する書面に付記します。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の指定参加者契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ニ. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

運用報告書は作成しません。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権および名義登録

受益者（計算期間終了日において受益者名簿に名義登録されている受益者（「名義登録受益者」といいます。）とします。）は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式または同日から分配金領収証等により支払われます。

（注）受託会社は、ファンドにかかる受益者名簿を作成し、受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）または法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所。）、その他受託会社が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。また、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権にかかる受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所。）、その他受託会社の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

受益者は、ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限りまゝ。）を経由して受益者名簿の名義登録を請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は登録を受託会社（受託会社が受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。

名義登録は、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、ファンドが終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間に於いて名義登録を停止するものとします。

（2）信託終了時の交換請求権

受益者は、信託が終了するときは、持ち分に於いて交換を請求する権利を有します。

委託会社は、この信託が終了するときは、委託会社が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託財産に属する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。この場合、受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の5営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。その他の事項については、「2 換金（解約）手続等」の規定に準じるものとします。

販売会社は、委託会社が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。この場合には、当該販売会社が別に定める手数料および当該手数料に対する消費税等相当額を徴することができるものとします。

この信託が終了するときは、販売会社は、その所有にかかるすべての受益権を交換請求するもの
とします。交換により引渡される株式に当該販売会社の発行する株式または当該販売会社が子会
社となる株式が含まれる場合には、委託会社は、受託会社に対しこれを売却する指図をするのと
ともに、当該株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託会社は信託財産をもって買取るもの
とします。

受益者が、信託終了時における交換による有価証券、信託終了にかかる金銭および買取りにかか
る金銭について信託終了日から10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失います。

(3) 交換請求権および買取請求権

受益者は、保有する受益権について、交換または買取りを請求する権利を有します。権利行使の
方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2）当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間（2026年1月9日から2026年7月8日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【One ETF ESG】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期 2026年1月8日現在	第18期 2026年7月8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	208,073,984	191,750,695
株式	8,883,114,040	6,520,673,330
派生商品評価勘定	3,318,680	3,965,010
未収入金	7,819,421	2,902,680
未収配当金	11,426,900	6,313,690
差入委託証拠金	11,570,224	11,857,588
流動資産合計	9,125,323,249	6,737,462,993
資産合計	9,125,323,249	6,737,462,993
負債の部		
流動負債		
前受金	6,900,000	9,610,000
未払金	—	18,814,153
未払収益分配金	87,639,552	59,109,372
未払受託者報酬	1,412,808	1,067,319
未払委託者報酬	4,709,431	3,557,844
その他未払費用	602,019	527,124
流動負債合計	101,263,810	92,685,812
負債合計	101,263,810	92,685,812
純資産の部		
元本等		
元本	4,283,744,256	2,748,276,864
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,740,315,183	3,896,500,317
（分配準備積立金）	115,660	26,649
元本等合計	9,024,059,439	6,644,777,181
純資産合計	9,024,059,439	6,644,777,181
負債純資産合計	9,125,323,249	6,737,462,993

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自 2025年7月9日 至 2026年1月8日	第18期 自 2026年1月9日 至 2026年7月8日
営業収益		
受取配当金	94,279,521	64,049,397
受取利息	355,175	559,467
有価証券売買等損益	1,994,287,333	977,158,723
派生商品取引等損益	33,543,680	25,741,170
その他収益	2,132	2,432
営業収益合計	2,122,467,841	1,067,511,189
営業費用		
受託者報酬	1,412,808	1,067,319
委託者報酬	4,709,431	3,557,844
その他費用	1,078,414	965,772
営業費用合計	7,200,653	5,590,935
営業利益又は営業損失（△）	2,115,267,188	1,061,920,254
経常利益又は経常損失（△）	2,115,267,188	1,061,920,254
当期純利益又は当期純損失（△）	2,115,267,188	1,061,920,254
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（△）	—	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,113,684,439	4,740,315,183
剰余金増加額又は欠損金減少額	306,641,980	346,709,880
当期一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	306,641,980	346,709,880
剰余金減少額又は欠損金増加額	707,638,872	2,193,335,628
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	707,638,872	2,193,335,628
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	87,639,552	59,109,372
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,740,315,183	3,896,500,317

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第18期 自 2026年1月9日 至 2026年7月8日
１． 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２． デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
３． 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第17期 2026年1月8日現在	第18期 2026年7月8日現在
１． 期首元本額	4,757,816,544円	4,283,744,256円
期中追加設定元本額	317,320,320円	264,211,200円
期中一部交換元本額	791,392,608円	1,799,678,592円
２． 受益権の総数	321,024口	205,956口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第17期 自 2025年7月9日 至 2026年1月8日	第18期 自 2026年1月9日 至 2026年7月8日
１． その他費用	その他費用の内訳は、監査費用（41,822円）、ライセンス料（428,040円）、その他（608,552円）となっております。	その他費用の内訳は、監査費用（31,585円）、ライセンス料（322,713円）、年間上場料（369,680円）、その他（241,794円）となっております。
２． 分配金の計算過程	当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除した当期配当金等収益額（94,636,828円）及び分配準備積立金（319,037円）の合計額から、経費（7,200,653円）を控除して計算される分配対象額は87,755,212円（1口当たり273円）であり、うち87,639,552円（1口当たり273円）を分配金額としております。	当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除した当期配当金等収益額（64,611,296円）及び分配準備積立金（115,660円）の合計額から、経費（5,590,935円）を控除して計算される分配対象額は59,136,021円（1口当たり287円）であり、うち59,109,372円（1口当たり287円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

１． 金融商品の状況に関する事項

項目	第17期 自 2025年7月9日 至 2026年1月8日	第18期 自 2026年1月9日 至 2026年7月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 またリスク管理担当部署等では、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第17期 2026年1月8日現在	第18期 2026年7月8日現在
----	---------------------	---------------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第17期 2026年1月8日現在	第18期 2026年7月8日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	1,767,097,872	668,980,097
合計	1,767,097,872	668,980,097

（デリバティブ取引等に関する注記）

株式関連

種類	第17期 2026年1月8日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち 1年超		
市場取引 先物取引 買建	135,940,000	—	139,260,000	3,320,000
合計	135,940,000	—	139,260,000	3,320,000

種類	第18期 2026年7月8日現在			
	契約額等（円）	うち 1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 先物取引 買建	116,244,000	—	120,210,000	3,966,000
合計	116,244,000	—	120,210,000	3,966,000

（注）時価の算定方法
株価指数先物取引
1．原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2．先物取引の残高表示は、契約額によっております。
3．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第17期 2026年1月8日現在	第18期 2026年7月8日現在
1口当たり純資産額	28,110円	32,263円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

2026年7月8日現在

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
ニッセイ	2,100	1,305.00	2,740,500	
INPEX	5,600	3,388.00	18,972,800	
石油資源開発	1,000	1,670.00	1,670,000	
コムシスホールディングス	800	5,350.00	4,280,000	
オリエンタル白石	800	355.00	284,000	
大成建設	1,100	14,050.00	15,455,000	
大林組	4,900	3,255.00	15,949,500	
清水建設	3,800	2,501.00	9,503,800	
長谷工コーポレーション	1,800	2,836.00	5,104,800	
鹿島建設	3,200	5,840.00	18,688,000	
西松建設	200	5,395.00	1,079,000	
戸田建設	1,600	1,597.00	2,555,200	
大東建託	3,400	3,192.00	10,852,800	
五洋建設	2,000	1,662.00	3,324,000	
住友林業	3,800	1,360.00	5,168,000	
大和ハウス工業	4,600	4,545.00	20,907,000	
積水ハウス	4,700	3,505.00	16,473,500	
日本電設工業	200	4,210.00	842,000	
太平電業	300	2,519.00	755,700	
ダイダン	700	2,798.00	1,958,600	

日清製粉グループ本社	1,700	2,048.50	3,482,450	
M I X I	200	2,942.00	588,400	
日本M&Aセンターホールディングス	1,900	682.00	1,295,800	
オープンアップグループ	500	1,963.00	981,500	
リンクアンドモチベーション	400	596.00	238,400	
エス・エム・エス	500	2,387.00	1,193,500	
パーソルホールディングス	13,500	259.70	3,505,950	
森永製菓	500	2,733.50	1,366,750	
森永乳業	2,100	1,311.00	2,753,100	
ヤクルト本社	1,800	2,920.00	5,256,000	
明治ホールディングス	1,900	3,920.00	7,448,000	
雪印メグミルク	300	3,755.00	1,126,500	
日本ハム	700	6,316.00	4,421,200	
デジタルアーツ	100	3,890.00	389,000	
日鉄ソリューションズ	400	3,783.00	1,513,200	
A L S O K	2,600	1,117.00	2,904,200	
いちご	2,000	450.00	900,000	
ディップ	200	1,873.00	374,600	
新日本科学	200	1,218.00	243,600	
博報堂D Yホールディングス	1,700	1,222.00	2,077,400	
サッポロビール	2,700	2,082.00	5,621,400	
アサヒグループホールディングス	10,900	1,660.50	18,099,450	
麒麟ホールディングス	6,000	2,905.00	17,430,000	
宝ホールディングス	1,200	2,144.00	2,572,800	
コカ・コーラ ボトラーズジャパン ホールディングス	700	4,422.00	3,095,400	
サントリービバレッジ&フード	900	4,694.00	4,224,600	
伊藤園	400	3,029.00	1,211,600	
不二製油	300	4,173.00	1,251,900	
Jーオイルミルズ	100	2,128.00	212,800	
アスクル	300	1,264.00	379,200	
エディオン	600	2,300.00	1,380,000	
双日	1,500	5,199.00	7,798,500	
キッコーマン	5,400	1,683.00	9,088,200	
味の素	7,100	5,702.00	40,484,200	
キュービー	700	4,602.00	3,221,400	
カゴメ	600	2,738.00	1,642,800	
キオクシアホールディングス	2,200	71,870.00	158,114,000	
ニチレイ	1,500	2,204.50	3,306,750	
横浜冷凍	300	2,068.00	620,400	
日清食品ホールディングス	1,500	2,919.00	4,378,500	
日本たばこ産業	8,300	6,202.00	51,476,600	
ユーグレナ	800	347.00	277,600	
ヒューリック	5,600	1,790.00	10,024,000	
クオールホールディングス	100	2,018.00	201,800	
ジンズホールディングス	100	8,190.00	819,000	
ビックカメラ	700	1,666.50	1,166,550	
Monot aRO	1,900	1,978.00	3,758,200	
J. フロント リテイリング	1,900	3,192.00	6,064,800	
マツキヨココカラ&カンパニー	2,600	2,528.00	6,572,800	

Z O Z O	3,200	1,189.50	3,806,400	
物語コーポレーション	200	5,110.00	1,022,000	
三越伊勢丹ホールディングス	2,500	3,807.00	9,517,500	
東洋紡	600	1,772.00	1,063,200	
日清紡ホールディングス	1,100	2,281.50	2,509,650	
ダイワボウホールディングス	500	3,394.00	1,697,000	
トヨタ紡織	700	2,204.00	1,542,800	
グリムス	100	2,522.00	252,200	
すかいらくホールディングス	1,700	2,995.00	5,091,500	
野村不動産ホールディングス	6,100	948.30	5,784,630	
三重交通グループホールディングス	400	555.00	222,000	
オープンハウスグループ	800	8,720.00	6,976,000	
東急不動産ホールディングス	6,900	1,327.00	9,156,300	
セブン&アイ・ホールディングス	15,300	2,030.00	31,059,000	
帝人	1,400	1,718.50	2,405,900	
東レ	10,400	1,166.00	12,126,400	
クラレ	2,100	1,700.00	3,570,000	
旭化成	9,500	1,867.00	17,736,500	
トーカロ	400	3,010.00	1,204,000	
SUMCO	2,300	4,507.00	10,366,100	
T I S I	1,400	3,492.00	4,888,800	
三菱総合研究所	100	4,650.00	465,000	
GMOペイメントゲートウェイ	300	9,955.00	2,986,500	
アバントグループ	100	1,193.00	119,300	
王子ホールディングス	5,600	829.80	4,646,880	
日本製紙	800	1,344.00	1,075,200	
北越コーポレーション	700	854.00	597,800	
大王製紙	700	933.00	653,100	
チェンジホールディングス	200	917.00	183,400	
マネーフォワード	300	4,936.00	1,480,800	
レゾナック・ホールディングス	1,300	15,330.00	19,929,000	
住友化学	11,200	541.30	6,062,560	
日産化学	900	8,187.00	7,368,300	
日本曹達	300	3,625.00	1,087,500	
東ソー	2,000	2,718.00	5,436,000	
トクヤマ	500	4,512.00	2,256,000	
大阪ソーダ	700	1,802.00	1,261,400	
デンカ	600	3,986.00	2,391,600	
イビデン	1,700	19,100.00	32,470,000	
信越化学工業	13,700	6,920.00	94,804,000	
プラスアルファ・コンサルティング	200	2,972.00	594,400	
日本酸素ホールディングス	1,400	6,160.00	8,624,000	
日本パーカライジング	700	1,691.00	1,183,700	
保土谷化学工業	100	2,030.00	203,000	
日本触媒	900	2,088.00	1,879,200	
大日精化工業	400	1,077.00	430,800	
協和キリン	1,900	2,679.50	5,091,050	
三菱瓦斯化学	1,300	4,607.00	5,989,100	
三井化学	2,400	2,128.00	5,107,200	
東京応化工業	700	9,822.00	6,875,400	

三菱ケミカルグループ	10,100	1,176.00	11,877,600	
KHネオケム	200	2,954.00	590,800	
ダイセル	1,700	1,406.50	2,391,050	
住友ベークライト	400	7,093.00	2,837,200	
積水化学工業	2,900	2,637.50	7,648,750	
日本ゼオン	1,100	2,317.00	2,548,700	
アイカ工業	400	3,718.00	1,487,200	
UBE	700	3,172.00	2,220,400	
日本化薬	1,000	2,011.50	2,011,500	
野村総合研究所	2,800	5,000.00	14,000,000	
電通グループ	1,600	3,396.00	5,433,600	
シンプレクス・ホールディングス	900	1,057.00	951,300	
日油	1,500	2,782.00	4,173,000	
Sansan	500	1,667.00	833,500	
花王	6,700	3,337.00	22,357,900	
第一工業製薬	100	10,360.00	1,036,000	
三洋化成工業	100	4,825.00	482,500	
武田薬品工業	12,700	5,451.00	69,227,700	
アステラス製薬	14,400	2,146.50	30,909,600	
住友ファーマ	1,800	1,450.00	2,610,000	
塩野義製薬	6,100	2,873.50	17,528,350	
日本新薬	500	4,084.00	2,042,000	
中外製薬	5,200	7,345.00	38,194,000	
科研製薬	200	3,815.00	763,000	
エーザイ	2,100	4,318.00	9,067,800	
小野薬品工業	3,200	2,489.00	7,964,800	
参天製薬	2,500	2,174.00	5,435,000	
ツムラ	500	3,786.00	1,893,000	
テルモ	11,600	2,276.50	26,407,400	
H. U. グループホールディングス	400	3,478.00	1,391,200	
キッセイ薬品工業	200	4,165.00	833,000	
栄研化学	300	2,546.00	763,800	
第一三共	14,400	2,717.00	39,124,800	
大塚ホールディングス	3,600	11,160.00	40,176,000	
ペプチドリーム	800	1,022.50	818,000	
日本ペイントホールディングス	7,100	1,102.00	7,824,200	
関西ペイント	1,200	2,770.00	3,324,000	
DIC	600	4,785.00	2,871,000	
サカタインクス	300	2,400.00	720,000	
artience	200	4,280.00	856,000	
オリエンタルランド	8,400	2,602.00	21,856,800	
ダスキン	300	4,525.00	1,357,500	
LINEヤフー	17,200	449.20	7,726,240	
ユー・エス・エス	2,900	1,991.50	5,775,350	
オービックビジネスコンサルタント	200	6,518.00	1,303,600	
楽天グループ	9,700	802.80	7,787,160	
電通総研	500	2,693.00	1,346,500	
デジタルガレージ	100	2,114.00	211,400	
イーエムシステムズ	200	504.00	100,800	
あすか製薬ホールディングス	200	2,318.00	463,600	

サワイグループホールディングス	800	1,716.00	1,372,800	
富士フイルムホールディングス	7,900	3,574.00	28,234,600	
コニカミノルタ	3,200	582.00	1,862,400	
資生堂	3,100	2,787.00	8,639,700	
ライオン	1,900	1,742.00	3,309,800	
高砂香料工業	600	1,159.00	695,400	
ミルボン	200	2,818.00	563,600	
コーセーホールディングス	200	5,364.00	1,072,800	
ポーラ・オルビスホールディングス	700	1,342.50	939,750	
長谷川香料	200	3,250.00	650,000	
アース製薬	100	4,800.00	480,000	
出光興産	5,000	1,236.50	6,182,500	
ENEOSホールディングス	17,100	1,243.50	21,263,850	
コスモエネルギーホールディングス	700	3,869.00	2,708,300	
インフロニア・ホールディングス	1,400	2,874.00	4,023,600	
横浜ゴム	1,000	7,776.00	7,776,000	
TOYO TIRE	900	3,942.00	3,547,800	
ブリヂストン	8,400	3,616.00	30,374,400	
住友ゴム工業	1,400	2,279.50	3,191,300	
三ツ星ベルト	200	3,930.00	786,000	
バンドー化学	200	2,238.00	447,600	
AGC	1,500	6,418.00	9,627,000	
日本板硝子	800	482.00	385,600	
東海カーボン	1,400	1,680.00	2,352,000	
東洋炭素	100	6,920.00	692,000	
TOTO	1,200	8,076.00	9,691,200	
NGK	2,000	6,856.00	13,712,000	
日本特殊陶業	1,500	10,265.00	15,397,500	
日本製鉄	37,000	556.00	20,572,000	
神戸製鋼所	2,700	1,883.00	5,084,100	
中山製鋼所	300	631.00	189,300	
JFEホールディングス	4,400	1,647.50	7,249,000	
三井金属	400	33,730.00	13,492,000	
三菱マテリアル	1,000	4,254.00	4,254,000	
住友金属鉱山	1,800	7,305.00	13,149,000	
DOWAホールディングス	400	8,425.00	3,370,000	
古河機械金属	200	3,560.00	712,000	
大阪チタニウムテクノロジーズ	200	2,567.00	513,400	
古河電気工業	5,200	3,541.00	18,413,200	
住友電気工業	23,300	2,361.50	55,022,950	
フジクラ	12,700	4,824.00	61,264,800	
しずおかフィナンシャルグループ	3,000	3,363.00	10,089,000	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	1,000	3,296.00	3,296,000	
京都フィナンシャルグループ	1,700	4,758.00	8,088,600	
東洋製罐グループホールディングス	900	4,105.00	3,694,500	
ホッカンホールディングス	100	2,351.00	235,100	
三和ホールディングス	1,500	3,708.00	5,562,000	
LIXIL	2,100	1,893.50	3,976,350	
ノーリツ	200	2,320.00	464,000	
リンナイ	800	3,621.00	2,896,800	

ユニプレス	300	1,254.00	376,200	
東プレ	300	2,615.00	784,500	
パイオラックス	100	1,630.00	163,000	
リクルートホールディングス	10,400	12,180.00	126,672,000	
アマダ	2,300	2,949.50	6,783,850	
F U J I	600	7,600.00	4,560,000	
ディスコ	600	68,230.00	40,938,000	
日本郵政	11,000	2,370.00	26,070,000	
ベルシステム24ホールディングス	300	1,386.00	415,800	
ストライクグループ	200	1,353.00	270,600	
インソース	400	624.00	249,600	
オプトラン	200	3,405.00	681,000	
ヤマシンフィルタ	300	501.00	150,300	
平田機工	200	2,847.00	569,400	
ナブテスコ	800	5,320.00	4,256,000	
小松製作所	6,900	6,525.00	45,022,500	
住友重機械工業	900	5,183.00	4,664,700	
日立建機	900	5,293.00	4,763,700	
ハーモニック・ドライブ・システムズ	400	7,590.00	3,036,000	
クボタ	7,800	2,704.00	21,091,200	
鶴見製作所	300	2,509.00	752,700	
荏原製作所	3,500	5,808.00	20,328,000	
ダイキン工業	2,200	25,460.00	56,012,000	
トーヨーカネツ	100	2,476.00	247,600	
栗田工業	800	8,702.00	6,961,600	
ダイフク	2,600	6,673.00	17,349,800	
CKD	400	6,720.00	2,688,000	
SANKYO	1,400	1,662.50	2,327,500	
ブラザー工業	1,500	3,673.00	5,509,500	
グローリー	400	4,135.00	1,654,000	
日本精工	3,500	1,144.50	4,005,750	
NTN	4,200	395.00	1,659,000	
ジェイテクト	1,800	2,072.00	3,729,600	
ミネベアミツミ	2,500	4,321.00	10,802,500	
日本トムソン	400	1,968.00	787,200	
イーグル工業	200	2,826.00	565,200	
日立製作所	34,000	4,778.00	162,452,000	
三菱電機	15,300	5,699.00	87,194,700	
富士電機	1,100	12,920.00	14,212,000	
安川電機	1,900	6,636.00	12,608,400	
シンフォニアテクノロジー	200	14,500.00	2,900,000	
明電舎	300	8,870.00	2,661,000	
KOKUSAI ELECTRIC	1,600	9,834.00	15,734,400	
ソシオネクスト	1,200	2,597.50	3,117,000	
ベイカレント	1,100	6,730.00	7,403,000	
マブチモーター	1,400	1,620.50	2,268,700	
JVCケンウッド	1,100	1,095.50	1,205,050	
大崎電気工業	200	1,474.00	294,800	
オムロン	1,400	5,719.00	8,006,600	
I D E C	200	3,265.00	653,000	

ジーエス・ユアサ コーポレーション	700	6,174.00	4,321,800	
日本電気	8,300	4,349.00	36,096,700	
富士通	11,300	3,354.00	37,900,200	
沖電気工業	600	3,505.00	2,103,000	
サンケン電気	100	10,200.00	1,020,000	
ルネサスエレクトロニクス	11,000	4,662.00	51,282,000	
セイコーエプソン	1,900	2,809.50	5,338,050	
E I Z O	200	2,577.00	515,400	
ジャパンディスプレイ	5,400	52.00	280,800	
ホーチキ	400	2,018.00	807,200	
エレコム	300	1,793.00	537,900	
パナソニック ホールディングス	17,900	4,333.00	77,560,700	
シャープ	1,600	643.30	1,029,280	
アンリツ	800	4,011.00	3,208,800	
ソニーグループ	46,100	3,468.00	159,874,800	
T D K	14,600	3,298.00	48,150,800	
アルプスアルパイン	1,200	2,045.50	2,454,600	
ヨコオ	200	4,940.00	988,000	
ホシデン	300	2,779.00	833,700	
ヒロセ電機	200	27,125.00	5,425,000	
マクセル	300	2,080.00	624,000	
横河電機	1,900	5,437.00	10,330,300	
アズビル	3,700	1,680.00	6,216,000	
日本光電工業	1,300	1,517.00	1,972,100	
アドバンテスト	4,900	27,545.00	134,970,500	
シスメックス	3,700	1,592.00	5,890,400	
デンソー	13,400	1,945.00	26,063,000	
ウシオ電機	500	4,151.00	2,075,500	
カシオ計算機	1,600	1,858.50	2,973,600	
ファナック	7,100	6,700.00	47,570,000	
ローム	2,200	5,332.00	11,730,400	
浜松ホトニクス	1,800	2,424.00	4,363,200	
京セラ	8,400	3,653.00	30,685,200	
太陽誘電	800	14,965.00	11,972,000	
村田製作所	11,700	9,027.00	105,615,900	
日東電工	5,000	3,136.00	15,680,000	
東海理化電機製作所	400	3,040.00	1,216,000	
カナデビア	1,300	1,280.00	1,664,000	
三菱重工業	25,300	3,821.00	96,671,300	
川崎重工業	6,000	2,826.50	16,959,000	
I H I	7,100	2,892.00	20,533,200	
全国保証	900	3,148.00	2,833,200	
九州フィナンシャルグループ	2,400	1,531.50	3,675,600	
かんぽ生命保険	3,500	1,646.00	5,761,000	
ゆうちょ銀行	11,900	3,305.00	39,329,500	
横浜フィナンシャルグループ	6,900	1,919.50	13,244,550	
日産自動車	16,900	313.10	5,291,390	
いすゞ自動車	4,000	2,380.00	9,520,000	
トヨタ自動車	83,400	2,889.00	240,942,600	
三菱自動車工業	4,900	335.10	1,641,990	

極東開発工業	200	2,239.00	447,800	
タチエス	200	2,141.00	428,200	
NOK	600	2,892.00	1,735,200	
アイシン	3,800	2,330.00	8,854,000	
マツダ	4,600	1,124.00	5,170,400	
スズキ	13,900	2,060.00	28,634,000	
SUBARU	4,400	2,525.00	11,110,000	
ヤマハ発動機	6,900	1,249.50	8,621,550	
エクセディ	200	5,950.00	1,190,000	
豊田合成	700	5,100.00	3,570,000	
愛三工業	200	2,329.00	465,800	
ティ・エス テック	500	1,748.00	874,000	
十六フィナンシャルグループ	1,000	2,547.00	2,547,000	
あいちフィナンシャルグループ	1,200	1,542.00	1,850,400	
良品計画	3,700	3,812.00	14,104,400	
コジマ	200	1,287.00	257,400	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	15,000	873.20	13,098,000	
日本ライフライン	400	1,373.00	549,200	
ユナイテッドアローズ	200	2,538.00	507,600	
ハイデイ日高	200	2,763.00	552,600	
島津製作所	2,000	3,984.00	7,968,000	
東京精密	300	17,330.00	5,199,000	
ニコン	2,000	2,126.00	4,252,000	
オリンパス	8,500	1,770.00	15,045,000	
SCREENホールディングス	1,200	16,890.00	20,268,000	
タムロン	1,000	1,110.00	1,110,000	
ノーリツ銅機	400	1,994.00	797,600	
キャノン	5,600	4,288.00	24,012,800	
リコー	3,700	1,480.50	5,477,850	
シチズン時計	1,700	2,202.00	3,743,400	
フランスベッドホールディングス	200	1,259.00	251,800	
フジシールインターナショナル	300	2,964.00	889,200	
タカラトミー	600	3,294.00	1,976,400	
TOPPANホールディングス	1,800	5,231.00	9,415,800	
大日本印刷	3,100	3,140.00	9,734,000	
共同印刷	200	1,610.00	322,000	
NISSHA	300	1,305.00	391,500	
アシックス	5,200	4,600.00	23,920,000	
エフピコ	300	2,588.00	776,400	
ヤマハ	2,900	1,168.50	3,388,650	
ピジョン	800	2,092.00	1,673,600	
グローブライド	100	2,343.00	234,300	
オカムラ	500	2,269.00	1,134,500	
伊藤忠商事	48,400	1,878.00	90,895,200	
丸紅	11,300	4,961.00	56,059,300	
長瀬産業	2,600	1,162.50	3,022,500	
豊田通商	5,300	6,142.00	32,552,600	
兼松	1,300	2,064.50	2,683,850	
三井物産	18,900	4,657.00	88,017,300	

日本紙パルプ商事	600	1,084.00	650,400	
東京エレクトロン	2,900	67,350.00	195,315,000	
セイコーグループ	400	7,370.00	2,948,000	
住友商事	31,400	1,564.50	49,125,300	
B I P R O G Y	500	4,625.00	2,312,500	
三菱商事	24,400	4,464.00	108,921,600	
キヤノンマーケティングジャパン	600	3,517.00	2,110,200	
阪和興業	1,200	1,753.00	2,103,600	
稲畑産業	400	3,930.00	1,572,000	
ユニ・チャーム	8,800	991.90	8,728,720	
サンゲツ	400	3,015.00	1,206,000	
東陽テクニカ	200	1,913.00	382,600	
J o s h i n	200	3,440.00	688,000	
青山商事	900	721.00	648,900	
丸井グループ	1,100	2,996.50	3,296,150	
クレディセゾン	900	4,682.00	4,213,800	
イオン	18,600	1,455.00	27,063,000	
あおぞら銀行	700	2,927.00	2,048,900	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	72,700	3,433.00	249,579,100	
りそなホールディングス	14,600	2,358.00	34,426,800	
三井住友トラストグループ	4,200	6,579.00	27,631,800	
三井住友フィナンシャルグループ	24,200	6,811.00	164,826,200	
七十七銀行	1,400	3,568.00	4,995,200	
ふくおかフィナンシャルグループ	1,200	7,479.00	8,974,800	
八十二長野銀行	2,900	2,582.00	7,487,800	
南都銀行	1,000	1,878.00	1,878,000	
紀陽銀行	400	4,640.00	1,856,000	
山陰合同銀行	1,000	2,478.00	2,478,000	
琉球銀行	200	2,779.00	555,800	
みずほフィナンシャルグループ	15,800	8,250.00	130,350,000	
芙蓉総合リース	500	4,260.00	2,130,000	
東京センチュリー	1,100	2,575.00	2,832,500	
京葉銀行	700	2,667.00	1,866,900	
リコーリース	100	6,360.00	636,000	
イオンフィナンシャルサービス	700	1,533.50	1,073,450	
オリエントコーポレーション	500	888.00	444,000	
オリックス	7,400	6,377.00	47,189,800	
三菱HCキャピタル	5,500	1,385.00	7,617,500	
大和証券グループ本社	8,800	1,777.50	15,642,000	
野村ホールディングス	19,200	1,543.00	29,625,600	
岡三証券グループ	1,200	1,020.00	1,224,000	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	1,600	770.00	1,232,000	
SOMPOホールディングス	5,700	6,714.00	38,269,800	
日本取引所グループ	6,800	2,153.00	14,640,400	
マネックスグループ	1,200	693.00	831,600	
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	8,000	4,520.00	36,160,000	
ソニーフィナンシャルグループ	37,100	149.70	5,553,870	
スパークス・グループ	100	2,236.00	223,600	

第一ライフグループ	23,000	1,864.00	42,872,000	
東京海上ホールディングス	12,500	7,700.00	96,250,000	
T & Dホールディングス	3,000	4,934.00	14,802,000	
三井不動産	30,500	1,544.50	47,107,250	
三菱地所	13,000	4,267.00	55,471,000	
平和不動産	500	2,370.00	1,185,000	
東京建物	2,200	3,404.00	7,488,800	
京阪神ビルディング	800	1,163.00	930,400	
住友不動産	7,700	3,848.00	29,629,600	
カチタス	400	3,310.00	1,324,000	
トーセイ	700	1,744.00	1,220,800	
相鉄ホールディングス	700	2,555.00	1,788,500	
東急	3,600	1,728.00	6,220,800	
小田急電鉄	2,600	1,712.50	4,452,500	
京王電鉄	4,000	753.00	3,012,000	
西日本旅客鉄道	3,400	2,924.00	9,941,600	
西武ホールディングス	1,200	3,600.00	4,320,000	
近鉄グループホールディングス	1,400	3,488.00	4,883,200	
阪急阪神ホールディングス	1,800	4,734.00	8,521,200	
NANKAI	800	2,979.50	2,383,600	
ヤマトホールディングス	2,000	1,969.50	3,939,000	
日本郵船	3,000	5,356.00	16,068,000	
商船三井	2,500	5,421.00	13,552,500	
川崎汽船	2,800	2,549.50	7,138,600	
NSユニテッド海運	100	6,860.00	686,000	
飯野海運	600	1,522.00	913,200	
SGホールディングス	2,200	1,612.50	3,547,500	
日本航空	1,100	3,044.00	3,348,400	
ANAホールディングス	1,200	3,129.00	3,754,800	
KPPグループホールディングス	300	1,034.00	310,200	
ギフトホールディングス	100	4,350.00	435,000	
三菱倉庫	2,300	1,616.00	3,716,800	
三井倉庫ホールディングス	500	3,492.00	1,746,000	
住友倉庫	400	3,900.00	1,560,000	
NISSOホールディングス	100	602.00	60,200	
上組	600	5,275.00	3,165,000	
TBSホールディングス	200	6,492.00	1,298,400	
日本テレビホールディングス	400	2,921.00	1,168,400	
スカパーJSAT	800	2,556.00	2,044,800	
NTT	168,200	149.50	25,145,900	
KDDI	17,700	2,808.00	49,701,600	
ソフトバンク	177,600	213.10	37,846,560	
KADOKAWA	700	3,831.00	2,681,700	
学研ホールディングス	200	1,022.00	204,400	
電源開発	2,600	3,637.00	9,456,200	
東京瓦斯	5,300	6,143.00	32,557,900	
大阪瓦斯	5,800	5,493.00	31,859,400	
東邦瓦斯	4,700	1,232.00	5,790,400	
西部ガスホールディングス	500	2,356.00	1,178,000	
アインホールディングス	200	5,748.00	1,149,600	

ナガワ	100	4,965.00	496,500	
トランス・コスモス	200	3,635.00	727,000	
セコム	3,100	6,668.00	20,670,800	
丹青社	300	1,387.00	416,100	
船井総研ホールディングス	600	1,104.00	662,400	
ダイセキ	700	3,900.00	2,730,000	
ニトリホールディングス	3,300	2,442.50	8,060,250	
ベルク	100	6,720.00	672,000	
ファーストリテイリング	1,400	87,100.00	121,940,000	
ソフトバンクグループ	23,300	5,763.00	134,277,900	
合計	2,171,100		6,520,673,330	

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2026年7月31日現在

I	資産総額	6,568,174,384円
II	負債総額	1,349,630円
III	純資産総額（I－II）	6,566,824,754円
IV	発行済数量	205,956口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	31,885円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付、交換有価証券の交付および信託終了にかかる金銭の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2026年7月31日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数 [※]	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2026年7月31日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2026年7月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,654,243,671,169
追加型株式投資信託	758	22,175,593,776,683
単位型公社債投資信託	15	22,543,887,942
単位型株式投資信託	150	790,690,976,066
合計	949	24,643,072,311,860

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度（自2025年4月1日至2026年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	40,201	44,626
有価証券	0	—
金銭の信託	31,340	31,701
未収委託者報酬	19,595	21,109
未収運用受託報酬	4,015	8,039
未収投資助言報酬	359	381
未収収益	11	18
前払費用	1,758	1,764
その他	2,106	2,130
流動資産計	99,390	109,772
固定資産		
有形固定資産	1,361	1,099
建物	※1 841	※1 735
器具備品	※1 352	※1 341
リース資産	※1 3	※1 1
建設仮勘定	163	20
無形固定資産	3,771	3,871
ソフトウェア	2,740	2,936
ソフトウェア仮勘定	1,030	934
電話加入権	0	0
投資その他の資産	9,039	8,550
投資有価証券	183	106
関係会社株式	4,037	3,364
長期差入保証金	760	774
繰延税金資産	3,842	4,054
その他	215	250
固定資産計	14,172	13,521
資産合計	113,562	123,293

（単位：百万円）

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
（負債の部）		
流動負債		
預り金	227	520
リース債務	1	1
未払金	8,823	9,766
未払収益分配金	1	1
未払償還金	0	1
未払手数料	8,596	9,373
その他未払金	225	390
未払費用	9,265	11,969
未払法人税等	4,277	4,023
未払消費税等	1,606	1,883
賞与引当金	2,198	2,225
役員賞与引当金	60	60
流動負債計	26,462	30,451
固定負債		
リース債務	2	0
退職給付引当金	2,715	2,721
時効後支払損引当金	64	53
固定負債計	2,781	2,775
負債合計	29,244	33,227
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	62,765	68,513
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	62,642	68,390
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	30,962	36,710
株主資本計	84,318	90,066
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	84,318	90,066
負債・純資産合計	113,562	123,293

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）		第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬	112,281		117,297	
運用受託報酬	17,981		23,568	
投資助言報酬	2,374		1,997	
その他営業収益	30		24	
営業収益計		132,668		142,888
営業費用				
支払手数料	49,384		51,925	
広告宣伝費	401		297	
公告費	0		—	
調査費	39,013		43,316	
調査費	14,703		18,298	
委託調査費	24,309		25,017	
委託計算費	522		308	
営業雑経費	774		711	
通信費	38		36	
印刷費	538		473	
協会費	67		66	
諸会費	47		47	
支払販売手数料	81		88	
営業費用計		90,097		96,558
一般管理費				
給料	11,477		11,766	
役員報酬	181		183	
給料・手当	10,148		10,445	
賞与	1,147		1,137	
交際費	59		82	
寄付金	12		17	
旅費交通費	246		307	
租税公課	668		1,028	
不動産賃借料	1,085		1,107	
退職給付費用	421		431	
固定資産減価償却費	1,457		1,460	
福利厚生費	57		58	
修繕費	0		0	
賞与引当金繰入額	2,198		2,225	
役員賞与引当金繰入額	60		60	
機器リース料	0		0	
事務委託費	3,261		3,472	
事務用消耗品費	43		53	
器具備品費	2		1	
諸経費	313		210	
一般管理費計		21,366		22,286
営業利益		21,204		24,043

（単位：百万円）

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）		第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）	
営業外収益				
受取利息		12		50
受取配当金	※1	450	※1	328
時効成立分配金・償還金		0		0
金銭の信託運用益		—		631
雑収入		11		10
時効後支払損引当金戻入額		7		8
営業外収益計		482		1,030
営業外費用				
投資信託償還損		—		0
為替差損		39		51
金銭の信託運用損		329		—
早期割増退職金		6		27
営業外費用計		374		78
経常利益		21,312		24,994
特別利益				
固定資産売却益	※2	6	※2	0
特別利益計		6		0
特別損失				
固定資産除却損		13		0
投資有価証券売却損		—		22
関係会社株式評価損		31		523
関係会社清算損		25		4
特別損失計		70		550
税引前当期純利益		21,247		24,444
法人税、住民税及び事業税		7,356		7,469
法人税等調整額		△435		△212
法人税等合計		6,920		7,256
当期純利益		14,326		17,187

（３）【株主資本等変動計算書】

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846
当期変動額									
剰余金の配当							△ 10,855	△ 10,855	△ 10,855
当期純利益							14,326	14,326	14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,471	3,471	3,471
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	30,962	62,765	84,318

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	80,846
当期変動額			
剰余金の配当			△ 10,855
当期純利益			14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	3,471
当期末残高	△0	△0	84,318

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	30,962	62,765	84,318
当期変動額									
剰余金の配当							△ 11,440	△ 11,440	△ 11,440
当期純利益							17,187	17,187	17,187
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	5,747	5,747	5,747
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	36,710	68,513	90,066

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	84,318
当期変動額			
剰余金の配当			△ 11,440
当期純利益			17,187
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	5,747
当期末残高	△0	△0	90,066

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 3～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (4) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
-----------------------	---

（未適用の会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

（百万円）

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
建物	740	849
器具備品	662	705
リース資産	5	7

（損益計算書関係）

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

（百万円）

	第40期 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)
受取配当金	438	314

※2. 固定資産売却益

固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	第40期 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)
ソフトウェア	6	0

（株主資本等変動計算書関係）

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金（財 産）の総額 （百万円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通 株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類 株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類 株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc.（以下「AM-One USA」という）の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）の子会社である米州みずほLLC（以下「米州みずほ」という）が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社（以下「DL」という）が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2025年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,440	286,000	2025年3月31日	2025年6月17日
	A種種類株式					

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,440	286,000	2025年3月31日	2025年6月17日
	A種種類株式				

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2026年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2026年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	22,000	550,000	2026年3月31日	2026年6月17日
	A種種類株式					

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第40期（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	0	0	—
(2) 金銭の信託	31,340	31,340	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	0	0	—
資産計	31,342	31,342	—

第41期（2026年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	31,701	31,701	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	0	0	—
資産計	31,702	31,702	—

（注1）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第40期（2025年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	40,201	—	—	—
(2) 有価証券	0	—	—	—
(3) 金銭の信託	31,340	—	—	—
(4) 未収委託者報酬	19,595	—	—	—
(5) 未収運用受託報酬	4,015	—	—	—
(6) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	0	—	—
合計	95,154	0	—	—

第41期（2026年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	44,626	—	—	—
(2) 金銭の信託	31,701	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	21,109	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	8,039	—	—	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	0	—	—
合計	105,477	0	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第40期（2025年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 有価証券	—	0	—	0
(2) 金銭の信託	—	31,340	—	31,340
(3) 投資有価証券 其他有価証券	—	0	—	0
資産計	—	31,342	—	31,342

第41期（2026年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	31,701	—	31,701
(2) 投資有価証券 其他有価証券	—	0	—	0
資産計	—	31,702	—	31,702

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（百万円）

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
投資有価証券（其他有価証券）		
非上場株式	182	106
関係会社株式		
非上場株式	4,037	3,364

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第40期の貸借対照表計上額4,037百万円、第41期の貸借対照表計上額3,364百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第40期（2025年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第41期（2026年3月31日現在）

（百万円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	0	1	△0
小計	0	1	△0
合計	0	1	△0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額106百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当はありません。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

区分	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	51	—	22

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について31百万円（関係会社株式31百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について523百万円（関係会社株式523百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（百万円）

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
退職給付債務の期首残高	2,760	2,759
勤務費用	299	311
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	18	△439
退職給付の支払額	△321	△320
退職給付債務の期末残高	2,759	2,313

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（百万円）

	第40期 （2025年3月31日現在）	第41期 （2026年3月31日現在）
非積立型制度の退職給付債務	2,759	2,313
未積立退職給付債務	2,759	2,313
未認識数理計算上の差異	△44	408
未認識過去勤務費用	0	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,715	2,721
退職給付引当金	2,715	2,721
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,715	2,721

（3）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（百万円）

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
勤務費用	299	311
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	14	12
過去勤務費用の費用処理額	△0	△0
その他	△4	△3
確定給付制度に係る退職給付費用	312	323

（注）上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において6百万円、当事業年度において27百万円を営業外費用に計上しております。

（4）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第40期 （2025年3月31日現在）	第41期 （2026年3月31日現在）
割引率	0.09%	2.14%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度108百万円、当事業年度105百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	259	225
未払事業所税	10	10
賞与引当金	673	701
未払法定福利費	106	110
運用受託報酬	555	1,534
資産除去債務	20	23
減価償却超過額（一括償却資産）	5	3
減価償却超過額	66	71
繰延資産償却超過額（税法上）	407	407
退職給付引当金	855	857
時効後支払損引当金	20	16
ゴルフ会員権評価損	2	2
関係会社株式評価損	774	—
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	73	73
その他	6	11
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	3,842	4,054
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	3,842	4,054

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	— %
（調整）		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.64 %	— %
税制非適格現物配当益金算入項目	3.56	— %
税率変更による影響	△0.18	— %
その他	△0.79 %	— %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.57 %	— %

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（企業結合等関係）

（取得による企業結合）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円

取得原価 144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれん金額 76,224百万円

b.発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c.のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円

うち金銭の信託 11,792百万円

b.負債の額 負債合計 9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b.主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	53,066百万円	46,634百万円
資産合計	53,066百万円	46,634百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	561百万円	－百万円
負債合計	561百万円	－百万円
純資産	52,505百万円	46,634百万円
(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。		
のれん	43,829百万円	40,018百万円
顧客関連資産	13,661百万円	10,603百万円

(2) 損益計算書項目

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益	－百万円	－百万円
営業利益	△7,259百万円	△6,868百万円
経常利益	△7,259百万円	△6,868百万円
税引前当期純利益	△7,259百万円	△6,868百万円
当期純利益	△6,298百万円	△5,870百万円
1株当たり当期純利益	△157,468円47銭	△146,764円94銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	3,447百万円	3,057百万円

(共通支配下の取引等)

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、2024年4月1日に株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という。親会社）及び第一生命ホールディングス株式会社（その他の関係会社）へ以下の現物配当を行いました。

1. 取引の概要

(1) 取引内容

Asset Management One USA Inc.(当社の子会社)株式の現物配当

(2) 効力発生日

2024年4月1日

(3) 取引の総額

575百万円

(4) その他取引の概要に関する事項

本現物配当は、MHFGの子会社である米州みずほLLCが、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当はありません。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（収益認識関係）

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
委託者報酬	111,988百万円	115,972百万円
運用受託報酬	16,520百万円	18,429百万円
投資助言報酬	2,374百万円	1,997百万円
成功報酬（注）	1,754百万円	6,463百万円
その他営業収益	30百万円	24百万円
合計	132,668百万円	142,888百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）及び第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（持分法損益等）

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の 内容 又は 職業	議決権 等の 所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	株式会社 みずほ フィナン シャルグ ループ	東京都 千代田 区	22,567 億円	持株 会社	(被所有) 直接 51%	—	持株会社	現物配当	402	-	-
その他の 関係会社	第一生命 ホール ディング ス株式 会社	東京都 千代田 区	3,443 億円	持株 会社	(被所有) 直接 49%	—	持株会社	現物配当	172	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 現物配当の詳細については、（株主資本等変動計算書関係）2. 配当に関する事項及び（企業結合等関係）（共通支配下の取引等）に記載しております。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当はありません。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の 内容 又は 職業	議決権 等の 所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行 業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	9,048	未払 手数料	1,976
子会社	みずほ証 券株式 会社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券 業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	20,086	未払 手数料	3,306

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の 内容 又は 職 業	議決権 等の 所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼 任 等	事業上 の 関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行 業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	9,462	未払 手数料	2,204
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券 業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	21,894	未払 手数料	3,421

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

(1株当たり情報)

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	2,107,956円73銭	2,251,656円50銭
1株当たり当期純利益金額	358,173円51銭	429,699円67銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益金額	14,326百万円	17,187百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	14,326百万円	17,187百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2025年5月14日付で100%子会社であるAsset Management One Singapore Pte. Ltd. を清算しました。

委託会社の関連会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社は2025年12月26日付で清算終了しました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円（2026年3月末日現在）
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
J Pモルガン証券株式会社	73,272	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
U B S証券株式会社	44,909	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
シティグループ証券株式会社	(※1) 96,307	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
大和証券株式会社	100,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
S M B C日興証券株式会社	135,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
野村證券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
バークレイズ証券株式会社	(※1) 38,945	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
BNPパリバ証券株式会社	102,025	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	3,551	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
B o f A証券株式会社	(※1) 83,140	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は2026年3月末日現在

(※1) 2025年12月31日現在

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1)委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2)信託財産の計算
- (3)信託財産に関する報告書の作成
- (4)その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1)募集販売の取扱い
- (2)追加設定の申込事務
- (3)交換請求の受付
- (4)受益権の買取りに関する事務
- (5)信託終了時の取扱い
- (6)その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

該当事項はありません。

※持株比率5%以上を記載します。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類を提出いたしました。

提出年月日	提出書類
2026年4月8日	有価証券報告書
2026年4月8日	有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

（注２）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2026年9月4日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているOne ETF ESGの2026年1月9日から2026年7月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、One ETF ESGの2026年7月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。